○大仙市学校給食用物資納入業者登録要綱

平成28年3月30日

大仙市教育員会決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校給食用物資納入業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第２条　学校給食用物資納入業者になろうとする者は、学校給食総合センター所長（以下「所長」という。）の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第３条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した大仙市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第１号）を所長に提出しなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　事業所の名称及び所在地並びにその形態

(3)　法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

(4)　食品衛生法による営業の許可を受けた者の氏名（食品衛生法による営業許可業者に限る。）

(5)　納入を希望する給食センター

(6)　取り扱う品目類

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　営業経歴書（様式第２号）

(2)　施設、設備の概要図（様式第３号）

(3)　使用印鑑届（様式第４号）

(4)　誓約書（様式第５号）

(5)　保健所の食品営業許可書の写し（食品衛生法による営業許可業者に限る。）

(6)　印鑑証明書

(7)　商業登記簿謄本(3箇月以内)、又は住民票(3箇月以内)

(8)　市税の納税証明書(完納を証明する滞納なし証明書)

(9)　前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める書類

（登録申請の受付及び有効期間）

第４条　登録申請の受付については、２年に１回定期の受付を行うほか、随時追加の受付を行うものとする。

２　登録の有効期間は、登録の日から次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。

（登録の実施）

第５条　所長は、第３条の登録の申請があった場合においては、その内容を審査し、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、第３条第１項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を学校給食用物資納入業者登録台帳に登録するものとする。

２　所長は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第６条　所長は、第２条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1)　引き続いての営業経歴が２年未満である者

(2)　食品衛生法による営業の許可を受けていない者（同法による営業の許可を得る必要がある者に限る。）

(3)　緊急時において、迅速かつ確実な情報通信設備を有していない者

(4)　必要な物量を安定して供給できないと認められる者

(5)　物資の適正な温度管理をするための車両を必要台数確保していない者

(6)　大仙市税の滞納がある者

２　所長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第７条　学校給食用物資納入業者登録台帳に登録された者（以下「登録業者」という。）は、第３条第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から４週間以内に、大仙市学校給食用物資納入業者登録変更届（様式第６号）を所長に提出しなければならない。

２　所長は、前項の変更届を受理したときは、学校給食用物資納入業者登録台帳に登録するものとする。

　（登録の取消し）

第８条　所長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項の登録を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により登録を受けたとき。

(2)　第６条第１項各号のいずれかに該当するとき。

(3)　前条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　本市と交わした学校給食用物資納入業務契約を履行しないとき。

(5)　登録の取消しの申出があったとき。

　（廃業等の届出）

第９条　登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第１号の場合にあっては、その事実を知った日）から１４日以内に、その旨を所長に届け出なければならない。

(1)　死亡した場合　その相続人

(2)　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

(3)　破産した場合　その破産管財人

(4)　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合　その清算人

(5)　事業を廃止した場合　登録業者であった個人又は登録業者であった法人を代表する役員

２　登録業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、学校給食用物資納入業者の登録は、その効力を失う。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。